

研究セキュリティの確保に関する取組について

1. 特定研究開発プログラムの指定について

本事業のうち個別課題①bにおいて、「育種情報基盤」に格納された育種ビッグデータを利用し、最適な交配親の組合せを提示し、交配後代個体において目的形質と広域適応性が高精度に予測可能な「育種支援ツール」を開発する内容に該当する小課題は、「特定研究開発プログラム」として指定しています。このため、農林水産技術会議事務局は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表機関及び共同研究機関にリスクマネジメントの実施を求める。

2. リスクマネジメントの具体的な内容について

実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づくこととします。具体的には、別添様式2「研究セキュリティのチェックリスト」等に記載している事項を実施してください。

3. リスクマネジメントの結果の提出期限について

研究代表機関は、研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、別添様式1「研究セキュリティに関する質問票」への回答として、令和8年3月18日17:00までに提出してください。

4. リスクマネジメントの結果の確認について

農林水産省は提出された上記「研究セキュリティに関する質問票」への回答を確認します。その結果、必要に応じて、研究代表機関及び共同研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施や該当する個人情報の提供を要請することがあります。

なお、研究セキュリティの取組に用いるチェックリスト（別添様式2～4）及び特定研究開発プログラム参加者が研究代表機関や共同研究機関に自己申告する情報（別添の様式ひな形を参照）については、必要に応じて農林水産省に提出して頂く場合があります。

5. 個人情報の取扱いについて

代表研究機関は「特定研究開発プログラム」に該当する内容の小課題に従事

する研究者（PI 及び研究参画者。学生や雇用関係にある契約職員等も含みます）と共同研究機関の Co-PI のデュー・ディリジェンスを実施した個人情報を保管します。また、共同研究機関は従事する研究者（Co-PI 及び研究参画者）のデュー・ディリジェンスを実施した個人情報を保管します。代表研究機関に、共同研究機関にて従事する研究参画者の個人情報を集める必要はありません。

要請に応じて農林水産省に提供された研究者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、農林水産省が、必要な範囲内で利用する場合があります。

6. 手順書違反が生じた場合の措置について

「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本プログラム等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

（参考）個人情報の取扱いについて

研究機関が、リスク確認・リスク評価を実施するために研究者から取得する情報には、個人情報（要配慮個人情報も含む。以下同じ。）が含まれること、また、当該個人情報を第三者※に提供する可能性があることから、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、以下の取扱いが必要となる。

1. 本人の同意

個人情報の取得、利用及び第三者への提供については、事前に本人の同意を得る必要があるため、研究機関は、研究者が当該研究機関に個人情報を申告する際に本人の同意を得るものとする。

2. 同意を得るための手続

研究機関は、研究者からの申告を受ける際に、同意書及び宣誓書の提出を求めるものとする。同意書及び宣誓書は、それぞれ以下に示す内容を含めて作成し、個人情報を申告する研究者が署名するものとする。

（同意書）

- ・研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、研究者が個人情報を研究機関に申告し、当該目的に限り研究機関がこれを利用すること

- ・当該目的のため、研究機関が当該個人情報を第三者に提供すること（宣誓書）
- ・申告した情報は、署名者が知る限り申告時において最新のものであり、虚偽の内容及び申告漏れはないこと

※農林水産省及び関係行政機関が該当する。個人情報の申告を受ける研究機関が共同研究機関の場合は、研究代表機関も含まれる。

（参考）用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者

「研究代表機関」…PI が所属する研究機関

「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（契約職員、学生を含み、PI 及び Co-PI を除く。）

「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関

「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者

「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

「リスト」…経済産業省の外国ユーザーリスト

（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）、米国の統合スクリーニングリスト（<https://www.trade.gov/consolidated-screening-list>）及び利用ガイド

（https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/58823025944a7244/2020040_01.pdf）

「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

「リスクマネジメント」…研究セキュリティを確保するため、組織として、重要技術が流出する等のリスクを確認・評価し、必要に応じて、事案発生時における損失・毀損等を抑制するために必要なリスク軽減措置をあらかじめ実施すること。リスクマネジメントには、リスク確認とリスク評価（デュー・ディリジェンスを含む。）、リスク軽減措置及びフォローアップの一連の活動が含まれる。

「デュー・ディリジェンス」…研究活動の実施に際して、研究に参画する研究機関や研究者等の適切性を確認するプロセスのこと。具体的には、研究機関や研究者が申告する研究活動に関する情報について、研究機関又は資金配分機関が、オープンソースの情報など通常把握可能な情報に基づきリスク確

認とリスク評価を実施すること。なお、公開情報のみを利用して実施するデューディリジェンスを「オープンソース・デューディリジェンス(OSDD)」という

(参考) 各種書類の提出フロー図

